

平成28年矢巾町議会定例会11月会議目次

議案目次 1

第 1 号 (11月15日)

○議事日程	3
○本日の会議に付した事件	3
○出席議員	3
○欠席議員	3
○地方自治法第121条により出席した説明員	3
○職務のために出席した職員	4
○開 議	5
○議事日程の報告	5
○会議録署名議員の指名	5
○会議期間の決定	5
○議案第72号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例	5
○議案第73号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について	16
○閉 議	22
○署 名	23

議案目次

平成28年矢巾町議会定例会11月会議

1. 議案第72号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
2. 議案第73号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

平成28年矢巾町議会定例会11月会議議事日程（第1号）

平成28年11月15日（火）午前10時開議

議事日程（第1号）

- 第 1 会議録署名議員の指名
- 第 2 会議期間の決定
- 第 3 議案第72号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について
- 第 4 議案第73号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

本日の会議に付した事件

議事日程のとおり

出席議員（17名）

1番	赤 丸 秀 雄	議員	2番	水 本 淳 一	議員
3番	廣 田 清 実	議員	5番	齊 藤 正 範	議員
6番	村 松 信 一	議員	7番	昆 秀 一	議員
8番	藤 原 梅 昭	議員	9番	川 村 農 夫	議員
10番	山 崎 道 夫	議員	11番	高 橋 七 郎	議員
12番	長 谷 川 和 男	議員	13番	川 村 よし子	議員
14番	小 川 文 子	議員	15番	藤 原 由 巳	議員
16番	藤 原 義 一	議員	17番	米 倉 清 志	議員
18番	廣 田 光 男	議員			

欠席議員（1名）

4番 高 橋 安 子 議員

地方自治法第121条の規定により出席した説明員は次のとおりである。

町 長 高 橋 昌 造 君 副 町 長 伊 藤 清 喜 君

総務課長
兼選管記
委員会書記

山本良司君

上下水道課長

山本勝美君

職務のために出席した職員

議会事務局長 吉田孝君
主事 渡部亜由美君

係長 藤原和久君

午前10時00分 開議

○議長（廣田光男議員） ただいまの出席議員は17名であります。定足数に達しておりますので、会議は成立しました。

なお、4番、高橋安子議員は都合により欠席する旨の通知がありました。

ただいまから平成28年矢巾町議会定例会を再開します。

これより11月会議を開きます。

議事日程の報告

○議長（廣田光男議員） 本日の議事日程は、あらかじめお手元に配付したとおりであります。これより本日の議事日程に入ります。

日程第1 会議録署名議員の指名

○議長（廣田光男議員） 日程第1、会議録署名議員の指名を行います。

本会議の会議録署名議員は、会議規則第126条の規定により

16番 藤原義一議員

17番 米倉清志議員

1番 赤丸秀雄議員

の3名を指名します。

日程第2 会議期間の決定

○議長（廣田光男議員） 日程第2、会議期間の決定を議題とします。

お諮りします。本日再開の11月会議の会議期間は、11月7日開催の議会運営委員会で決定されたとおり、本日1日としたいと思いますが、これにご異議ございませんか。

（「異議なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） ご異議なしと認めます。

よって、11月会議の期間は、本日1日と決定しました。

日程第3 議案第72号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例

○議長（廣田光男議員） 日程第3、議案第72号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する

条例を議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

(町長 高橋昌造君 登壇)

○町長(高橋昌造君) 議案第72号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、受益者分担金及び料金の改定に関し、所要の改正を行うものであります。その改正理由でありますが、耐用年数が40年を超過して、破損しやすい塩化ビニール管などの老朽管を優先的に耐震管へ更新すること及び老朽化した浄水場の監視盤や電気計装設備の更新を実施することで、断水や水質の問題というリスクを回避し、安全、安心な水道水の供給を引き続き継続するための財源とさせていただくものであります。具体的には口径150ミリ及び200ミリメートルの受益者分担金を新規に追加し、あわせて口径20ミリメートルから口径100ミリメートルまでの受益者分担金を改正するものであります。

次に、料金の改定につきましては、基本料金に口径150ミリメートル及び200ミリメートルを新規に追加し、用途別料金を生活用、業務用、臨時用に分類し、口径別の料金体系に変更するもので、料金改定率は料金収入総額の平均6%の値上げとなるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

7番、昆秀一議員。

○7番（昆秀一議員） 料金改定に対しての周知の方法としては、以前いただいたスケジュールではかわら版、広報、説明会等を行う予定となっておりますけれども、その中で値上がりに対して支払いが苦しいという方も出てくる可能性があるのでけれども、その際の相談体制もしっかりしなければならないと思うのですけれども、それも含めた説明会の予定のほうをお伺いいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

値上げの説明会につきましては、まずもって業務にかかる方々に11月、12月、今月末もしくは来月の初めに予定をしております。その後、住民への周知、説明ということで、12月

のほうに3回ほど予定をしているものでございまして、生活困窮者、そちらの方々につきましての周知の方法としましては、まずもって前にも説明申し上げておりますが、水道料金の減免措置を考えるべきではないかということでご質問いただいているところでございますが、生活困窮者に対する支援措置につきましては、岩手県の社会福祉協議会でIWATE・あんしんサポート事業を行っておりますので、そちらでは電気、ガス、水道の公共料金などに対しまして経済的支援を行っている状況にございます。そちらのほうで説明させていただくことにしておりますので、よろしくお願いしたいと思います。

以上です。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 1点お伺いします。

下水道のことばかりではなく、上水道でしたので、上水道の支払いをできない方が多いのですけれども、私が資料請求させていただいたら1カ月に250件から260件ほどあるように伺って、給水停止するのは1カ月に60件から80件ということなのですけれども、そのようなことが起きるということで、支払いできない方たちに対してどのような対策を今後とるようなことを考えているのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えさせていただきます。

督促をして催告並びに給水の停止予定、給水予定を告知してございます。その際には分割納付の相談にも応じるということにしておりまして、何の届けもなく私どものほうでとめるというものではなく、ある程度周知期間を設けてございまして、連絡をいたしかねない場合には何ともしようがないので、訪問させていただいてとめている状況にございます。

それで、分割納付の手続をしていただきますことによりまして、まず1カ月分もしくは定額の金額は1度はいただかなければならぬものでございまして、それが累積してしまいますと債務超過になりますので、分割で何とか約束を守っていただいている状況にございます。ですので、払わないからすぐとめるというわけではございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 関連ですね。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 今の答弁をお聞きしますと、とにかく支払っていただくというよ

うなことが、そのような内容にお聞きしましたけれども、憲法25条には最低限の福祉、公共の福祉ということがあります。それで、最終的には支払えない方もずっと出てくると思うのですけれども、延べにすれば出てくると思うのですけれども、減免制度とか、そういうことは考えていなか。

それから、量なのですけれども、10立米からあるのですけれども、5立米とかゼロからつくるとか、そういうことも考えていないのかどうかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 前段の分はいいですね、減免の話はさっき話したから。後段の部分ですね。前段も含めてですか、減免措置の話は。

（「はい」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまの減免に関してですが、こちら使用料の公平さから減免という措置につきましては、まずもって震災とかあった場合には減免措置は講じますが、生活困窮者に対しましては、そちらのほうの支援ということで考えてございますので、まずもって公平性からすると払っていただくのが普通というふうに解釈してございます。ですので、分割でありますと、まず払っていただくような方向で、うちのほうとしてはできるだけ使用者に対しましては使用料の公平さからいただいているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 後段の分は。もう一つ。

○上下水道課長（山本勝美君） 従量料金につきましては、10立方メートル105円、10立方メートル超えると165円でございますが、105円につきましては、前の段階では……少々お待ちください。家庭用につきましては、1立方から10立方まで115円を、今回1立方から10立方まで105円とするものでございまして、これにつきましては従量に対しましては安くしてございまし、基本料金のほうでいただくような形で、基本料金で対応させていただいている状況にございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 課長、区分つける、もう少し区分出す方法はないのかと聞いているから、そこ考え方を言わないと。

○上下水道課長（山本勝美君） はい。10立方までという区分に關しましては、現段階では従来の方法のみというふうに考えてございまして、この区分を細分化するという予定は考えてございません。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ありますか。

6番、村松信一議員。

○6番（村松信一議員） 公営企業を導入しております本町の上下水道事業の一般会計からの繰出金についてお伺いをいたします。

公営企業は、料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としておるわけですが、一般会計からの繰出金につきましては、公営企業は独立採算制が経営の基本原則であり、経費のうち企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でないもの、能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費については、法令に基づいて一般会計等が負担、補助あるいは出費できるとされております。これらの経費以外については、公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされております。

そこで質問ですが、ただいま申し上げました中の一般会計からの繰り出しができるとされております経費はかなり限定されておりますが、その経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費として対象となるものは何か、お伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問ですが、上水、水道のみのお答えでよろしいでしょうか。水道のほうでは、上水道事業につきましては、一般会計からの繰り入れは消火栓の維持費として300万円ほど予定をいつもいただいているところでございます。その設置の基数ですが、毎年14基ほど交換ないしは更新のための、配水管の更新と同時に負担しているところでございます。水道は、こちらのほうの消火栓のみとなってございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。他に質問はありますか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） 今回の値上げの一つの根拠として、平成30年に資金不足を生じるために29年に値上げをするという一つの理由がございました。資金不足を生じると言っておりますが、ことしの10月の広報で、町民にはいわゆる企業会計のところで資金不足比率ということで、なしと説明しています。公営企業における資金不足比率は、その公営企業の事業規模に対して資金不足の割合がどの程度あるかを示すものである。町の公営企業は、いずれも黒字決算であり、資金不足はないので、資金不足比率もありませんとはっきりと10月の広報で説明しています。そうしておいて、その資金不足が30年に生じるから29年に値上げをする

という一つの説明がありました。

もう一つは、減債積立金が9億円余ござります。この減債積立金は、以前でも一般質問でお話ししましたけれども、矢巾町が抱えている借金を返済するために積み立てるお金でございます。現在水道は12億円、そして新配水場が16億円でございますから、約28億円の借金がございます。この28億円の借金について、以前でありますと約20分の1の積み立てをしなければならないという法令がございました。20分の1といたしましても約2億円弱でございます。しかし、今はその法令がなくなりました。ですので、幾ら積み立てておかなければならないという法的根拠を失っております。そして、議会の承認があれば、これを取り崩すことが可能となっております。今回の値上げに至る前に、この減債積立金、従来であれば20分の1をはるかに超えた金額を積み立てているわけでございますから、これを議会に諮って積立金から値上げ分を出すということは十分考えられたのですけれども、この手法を提案しなかった理由についてお伺いをいたします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） 減債積立金を取り崩して、それを事業に充てるという方法ですが、まずもって減債積立金は、うちのほうとしましては運転資金として内部留保資金を一番メインに考えてございます。積立金を取り崩すのではなく、内部留保資金、これにつきましては運転資金と言いますが、運転資金のほうが、まずもって30年が事業を進めていく上でなくなってしまうと、起債を借りなければ進められない事業になってしまふということで、内部留保資金を何とか2億5,000万円まで保つような形で事業の運営をしたいというふうに考えてございます。減債積立金を取り崩してまでやればよろしいという考え方もありますが、私どもの考え方としては、今の運転資金を積み立てている、今7億1,000万円ほどございます。そちらのほうをまずもって整備の財源としまして運転をしていって、その上で起債を借りながら事業を進めていきたいというふうに考えてございますので、よろしくお願ひしたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。再質問。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） やりくりという点で、町民は大変なやりくりしていますし、企業も大変なやりくりをしています。そういう点であります中で、町のやり方が足りないと、これは意見でございますが、そういうふうに感じるものですし、もう一つは運転資金、内部留保

資金も7億円あるという、そういう状況の中で、広報でも出しているようにいわゆる資金不足はないという、町民に明らかにしている中で、30年度に資金不足を生じるために29年度に値上げをするという根拠が失っているのではないかということを再度質問したいと思います。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） 根拠的に内部留保資金が2億5,000万円を下回ったときに運転資金として不足が生じるという形を考えてございます。こちらのほう、起債を償還する上でもやっぱり運転資金は必要となるものでございます。どちらのほうで内部留保資金というか、運転資金が不足するというふうな形で表現させていただいておるところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 再質問ですね。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員） それでは、町民に対して現在資金不足はないということをことしは書いたわけですよね。そして、来年値上げをしてしまいますと、来年の段階で資金不足があったかどうかということは議論の対象にならないわけです。ですから、今の段階で本当に資金不足が生じるために来年上げるかということを町民にはっきり言えますか、そこをお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 高橋町長。

○町長（高橋昌造君） お答えを申し上げます。

全員協議会とかいろんな機会でご説明させていただいておるわけでございますが、いずれ今後のこの水道のいわゆるいろんな、例えば老朽管から耐震管にかえていくような課題解決の方向性のために今回お願いをしておるところでございまして、いずれ私どもといたしましてはやりくり、例えば一般会計の将来負担比率の中においてもそうなのですが、将来の負担予想額ということが、非常に財政の状況が逼迫しておる状況もあります。そういう中で、この事業会計についても、先ほど村松信一議員の質問にもあったわけでございますが、公営企業としての独立採算制、そしてそれをしっかりと堅持しながら安全、安心な水を安定供給できるような体制整備をしていきたいということでのお願いでございますので、そのところをひとつご理解いただきたいと思います。お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） 他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。討論ありますか。

反対討論から受け付けます。

反対討論ありますか。

14番、小川文子議員。

(14番 小川文子議員 登壇)

○14番(小川文子議員) 14番、日本共産党の小川文子でございます。反対討論をいたします。

今回の上下水道の値上げについては、随分議論もしてまいりましたけれども、やはり企業会計ということでなかなかわかりづらい側面がございました。そして、また町長さんがお話をされます耐震化、老朽化の対策をとっていくということについては、私は全く異存があるものではございません。しかし、そのやり方に私は問題を感じているのでございます。

そのまず第1点は、住民合意ができていない、住民合意が足りないということでございます。住民合意の前提として、1つは正確な情報公開をするということ、もう一つは値上げが決まってからではなく、決まる前に事前にしっかりと説明をするという、この2つにおいて問題があると考えるのでございます。正確な情報ということでございますと、先ほどの資金不足比率ゼロ、このことを町民に公開して、そしてまた内部留保資金が7億円あるという状況の中で、平成30年に資金不足を生じるという、そういう説明をなさったことでございます。

もう一つは、町民に対する水道かわら版もございますし、議会に対する、いわゆる説明書の中に、地震によって多くの管路に被害が発生しているという写真がございます。この写真がいすれも2008年の宮城県沖地震のどこかのまちの写真であり、もう一つはいわゆるポータルサイトから引用した写真であったということです。これをもってして矢巾町が地震により多くの管路に被害が生じていると、被害は管路の老朽化と耐震機能のない管の使用が大きな要因ですと、このためいち早く耐震化することが必要ですというふうに町民に説明もし、議会にも説明をしてきたところであります。この写真が町のものでなかったということ、そして地震で、さも大きな被害をこうむってきたかのような誤解を与えたということでございます。

ちょうど地震時、私も議員でございましたが、あのとき電気が、電源が消失してしまったために三堤住宅だけはモーターで水道を上に上げられなかつた、そのために三堤住宅は水道の給水が停止になりました。しかし、集会場の下の水は出たのでございます。給水車は、實際には三堤住宅だけ派遣したということを伺っておりました。しかし、この間の全協ではさらに中学校付近と、それから土橋の部分で破損があったという説明がございましたが、震度

6弱の中にあって矢巾町の被害というものがこれほど大きいものではなかったということをやっぱり改めて町民の中にはっきりとした情報を知らせるべきであつただろうと思います。

もう一つは、先ほども言いましたけれども、きょうの議会で採決の後に企業に説明し、住民に説明するという点でございます。盛岡市では、事前に値上げの金額をしっかりと説明してから値上げの計画に入っております。本町は、住民に対して説明会をしておりますけれども、これは水道の現状と課題ということで、どれくらいの料金を上げ、あなた方の料金はこれぐらい上げますよという具体的な説明をしておらないところでございます。水道は、先ほどもありましたように、多くが利用者のいわゆる給水量によって賄われている公営企業でございます。したがって、利用者に対してもっと配慮が必要だと考えるものでございます。

さらに、議会に対しては、平成34年度にはいわゆる赤字に転落するという説明がございました。そのために今から耐震をしっかりと安全なものにしていくためには値上げが必要だという説明がございましたけれども、本当に平成34年に赤字化になるのかどうか。私どもの試算では、平成34年をもっても赤字にはなりません。こういうことで、来年値上げをすれば、平成34年に赤字になるということさえ検証が不可能になります。そういう将来のことをもつて今回の値上げを決めたという、この曖昧な情報、これがいわゆる前提になっているということ、私は今回これをやはり声を大にして言わなければならないと考えるものでございます。

いろいろと努力をされているということもわかりますが、そのやりくりのやり方、そして企業努力、これが町民、私には見えてきません。値上げありきの、これだけの事業をやるためににはもう値上げはやむを得ないのだと、町民の皆さんにはぜひ協力をお願いしたいのだと、そういうことしかちょっと聞こえてこないのが大変残念だと思います。これだけやりくりをして、これだけ頑張ったと、それでもしようがないから値上げをしてほしいと、そういう気概が見えてこないのでございます。ですので、町民の中には赤字にならぬうちに何で値上げするのだと、自分たちの企業は赤字になったり黒字になったり、ぎりぎりのところで頑張っている。そういう中で、頑張っている中で、町は34年の赤字までまだ時間があるではないか。その中でしっかりと企業努力してほしい、頑張ってほしいという町民の声があります。ですので、町が言う企業努力、やりくりというのが理解できていない、されににくいということも申し添えて、そして高橋町長には私どもも大変期待を申し上げているところでございまして、そういういわゆる住民合意については、もっと真剣に取り組んでいただきたい。そういうことを申し添えて反対討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 次に、賛成討論ありますか。

10番、山崎道夫議員。

(10番 山崎道夫議員 登壇)

○10番（山崎道夫議員） 私は、矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例並びに矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について、賛成の立場から討論をしたいと思います。

昭和40年代以降における日本の社会は、全国の各自治体において社会資本の整備に力を入れてきましたが、その結果、道路や橋の整備を初め、上下水道施設の整備が進められてきました。本町においても、昭和40年代から上下水道施設の整備が進められ、年々普及率が向上し、それに伴い、住民の生活環境の保全と生活の質の向上が図られ、あわせて公衆衛生の向上が飛躍的に図られてきたところであります。しかし、全国的に社会資本の老朽化が大きな問題となってきており、特に上下水道施設の老朽化が加速度的に増加する状況の中、多くの自治体において、その対策への抜本的な活路が見出せないでいる現状であります。

○議長（廣田光男議員） 発言の途中ですが、山崎議員、上水道の賛成討論に終始していただきたいと思います。

○10番（山崎道夫議員） こうした現状において、本町の水道事業の現状は創設から50年以上経過し、施設の老朽化が大きな問題として顕在化してきています。ことしの1月4日以降、町当局の説明や町民への説明会、各種資料等で明らかになったのは、5年前の平成27年時点で浄水施設における各種設備のうち31%が機器ごとに定められている耐用年数を超過し、老朽化の問題を抱えており、毎年管路の更新は計画的に進めてはいるものの、抜本的な措置を講じなければ、7年後の平成35年度末には施設設備の64%が耐用年数を超過する状況となっております。このままでは、安全で安心な水道水の安定供給に深刻な問題が生じることが明らかになったところであります。

本町における水道事業の取り組みとして、収益的収入及び支出の中における支出の営業費用の減価償却費について、75%は工事に使ってきていますが、残りの25%は将来に向けて積み立ててあり、その額が減債積立金として約9億円となっているものの、7年後に64%の施設設備が耐用年数を超過する状況にある中、仮にその施設設備を一気に更新することになれば、約162億円の経費を要するとの試算が出ており、これは到底不可能なことは自明の理であります。また、一般会計からの繰り入れを幾ら続けても到底賄える額ではないことは論をまたないところであります。

2年前にNHKの「クローズアップ現代」でも取り上げられたように、本町は全国に先駆けてアセットマネジメントに積極的に取り組み、戦略的に施設の維持管理を行ってきており、

災害時等を想定して病院や学校、さらには避難所となる施設がある地域を優先順位をつけて管の更新など、老朽化対策や耐震化対策に取り組んでいることなどが紹介されたところあります。こうした努力をしていることを私は評価したいと思います。

本町における上水道施設のうち、給水管路の総延長は265キロメートルとなっており、そのうちの約20%に当たる52キロメートルがV P管であります。V P管は、耐用年数が40年であり、延命が図られない管のため、更新が急がれる状況にあります。今回の水道料金は、平均6%の値上げが提案されていますが、一般家庭における口径20ミリで20立方メートル使用の場合は、月額4,136円が4,287円となり、151円の値上げとなります。また、30立方メートルの使用の場合は43円の値上げとなり、平均では県内では安いほうから19番目となり、紫波町と比較しても若干低い水準となる内容であります。営業用については、20立方使用で2,311円の値上げでございますし、50立方使用で2,959円の値上げとなります。年間で3,500万円の料金収入増を見込んでいるものであり、今後管路を初め、施設設備の計画的な更新を実施することで、大事な命の水をいつときも絶やすことのないよう、常に安定した水の供給を担保するための対価として、町民の皆様からご理解をいただける値上げ幅であると考えるものであります。

また、下水道使用料金については基本料金制を導入し、平均……

○議長（廣田光男議員） 山崎議員、下水道の討論は、また後で。

○10番（山崎道夫議員） はい、わかりました。

以上、上水道事業の条例の一部を改正する条例について賛成討論といたします。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第72号 矢巾町水道事業給水条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員） 起立多数であります。

よって、議案第72号は原案のとおり可決されました。

日程第4 議案第73号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について

○議長（廣田光男議員） 日程第4、議案第73号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高橋町長。

（町長 高橋昌造君 登壇）

○町長（高橋昌造君） 議案第73号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について、提案理由の説明を申し上げます。

このたびの条例の一部改正は、使用料の改定に関し所要の改正を行うものであります。その改正理由でありますと、下水道事業会計は平成25年度から地方公営企業法の適用を受け、独立採算に向けた経営努力を行ってまいりました。しかし、平成36年度までの財政計画では現行の下水道使用料のままでは経営が困難であり、一般会計からの基準外繰入金に依存しなければならない状況にあります。今後とも効率的かつ適切なサービスを提供しつつ、施設の適正な維持管理を行っていくには安定した財政基盤の構築が必要なことから、総務省で指導されております1カ月20立方メートル当たりの3,000円程度までの水準に高めて経営の健全化を図るため、使用料の改定をお願いするものであります。

具体的には汚水量10立方メートルまでの基本水量制を廃止し、使用水量にかかわらず基本使用料を定額とする使用料体系に変更するもので、改定率は使用料収入総額の平均15%の値上げとなるものであります。

よろしくご審議の上、ご可決賜りますようお願いを申し上げまして、提案理由の説明とさせていただきます。

○議長（廣田光男議員） 提案理由の説明が終わりましたので、これより質疑に入ります。質疑ございませんか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 公営企業法で平成25年からということなのですけれども、平成26年的一般会計から下水道会計に1億1,000万円ほど繰り入れされていました。平成27年度は4,000万円、平成28年度は2,000万円、今後どのようになるのかお伺いします。

私は、下水道は人数が多くなるほど高くなる仕組みですので、そういう公営企業法を適用したとしても、その地域に応じて一般会計からの繰り入れが必要だと思います。です

ので、その辺お伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問にお答えいたします。

今年度農業集落排水、公共合わせて2,000万円ほどの一般会計からの基準外の繰り入れをさせていただいております。こちらにつきましては、経営努力によって足りない分につきまして、今後決算期までには繰り入れをしていただく予定となっておりまして、今まで27年までは1億1,000万円いただいておりましたが、総額で1億1,000万円もらっていましたが、それについて経営努力によって、どのくらい一般会計から基準外の繰り入れを抑制できるかということで、今検討してございます。ですので、2,000万円はいただいておるわけですが、不足にかかる分につきましては、一般会計からの繰り入れをお願いする予定としているところでございます。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。

13番、川村よし子議員。

○13番（川村よし子議員） 私は、地域の実情を考えて一般会計からの繰り入れをやるべきだと考えておりますので、基準外の繰り入れをどんどん少なくする方法は考え方と、私は反対です。

2点目の質問は、上水道は可決されましたのであれですけれども、上下水道あわせて各町内の保育園、それから学校給食、それから保養センターなどはどのようになるのかお伺いします。

そして、今後保養センターでは入浴料の値上げとか、保育料の値上げとか、それから学校給食費の値上げなど、そういうことが起きる可能性がありますけれども、住民にはそのような説明はいつなされるのかお伺いします。

○議長（廣田光男議員） 山本上下水道課長。

○上下水道課長（山本勝美君） ただいまのご質問ですが、下水道のみの料金につきましては、国民保養センターは年間で21%ほどの値上げとなるものでございます。あと給食センターにつきましては、こちらのほうは9.8%の値上げとなります。あと公共施設、まだございますが、矢幅駅東口、こちらも18%ほど値上げになります。西口につきましては25%ということで、口徑別によって水道のほうの料金体系で変わった分が値上げの幅につながると。こちらのほうは、従前では官公署・団体用ということで、官公署・団体用は値上げ幅が従前から新規の

業務用に変わっても265円という単価は変わりございませんので、その分の値上げ幅というふうになってございます。

あと住民に対する周知でございますが、こちらのほう、先ほども申しましたとおり11月末には企業のほう、官公署・団体含めて企業のほう、業務用に関しましては説明会を開かせていただきますし、1月になるかもしれません、3カ所をめどに全体の説明会をさせていただく予定となってございます。お答えとさせていただきます。

以上です。

○議長（廣田光男議員）　高橋町長。

○町長（高橋昌造君）　お答えを申し上げます。

それで、今、川村よし子議員から、下水道の使用料の値上げはあくまでも、先ほど私、提案理由の説明の中でも安定した財政基盤の構築を図るためにお願いするものであって、間違っても入浴料とか保育料とか、それから給食費に値上げしたことによって関連するのではないかということの今ご質問があったわけですが、これはもう別物でございますので、そこはひとつ誤解のないようにお願いをいたしたいということで、そういうときはまた改めて議員各位にお願いしなければならないわけでございますので、間違っても今回の下水道使用料の値上げによって、そういう関係するものの値上げには直接影響を及ぼすことではないということだけはご理解を賜りたいと思います。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員）　他に質疑ございませんか。

14番、小川文子議員。

○14番（小川文子議員）　今回の値上げによりますと、先ほど水道も決まりましたので、飲食店等、月200立方を使用するところでは年間約15万円の値上げになります。これは、従業員のパート賃金の約1カ月ないし2カ月分の値上げ分となると思われます。これに対する町民の雇用が減っていくのではないか、あるいはいろんな面で営業上の負担になるのではないかと当然考えられるわけですが、そのことに対するお考えをお聞きします。

○議長（廣田光男議員）　伊藤副町長。

○副町長（伊藤清喜君）　ただいまのご質問でございますが、小さな商店、あるいは小さな飲食店等については、仮に今ご質問のような200立方メートルの場合のこういう試算が出るわけでございますけれども、年間を通しての收支は、当然そこは大きくなるわけでございますけれども、しかしながらこれは、先ほども私どももお願いしておりますように、負担の公平の

原則から申しますと、そういう事業者の方々にも応分のお願いをせざるを得ないという状況でございますので、これは丁寧にそういった方々にもお知らせしながら、そしてまた他の例えればいろいろ雇用の影響までというお話もございましたけれども、そういった方に対する、経営に対するサポートでありますとか、そういったようなことに対する相談窓口なども関係課と連携を図りながらご理解いただくように、私どももそういった体制を整えてまいりたいと思っております。

以上、お答えといたします。

○議長（廣田光男議員） よろしいですか。他に質疑ございますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員） これで質疑を終わります。

討論に入ります。

先に反対討論ありますか。

13番、川村よし子議員。

（13番 川村よし子議員 登壇）

○13番（川村よし子議員） 議席番号13番、川村よし子でございます。私は、下水道料金値上げについての反対討論をいたします。

1点目は、平成26年度1億1,000万円、平成27年度4,000万円、平成28年度2,000万円の繰り入れをして、将来的には一般会計からの繰り入れをなくすような方針の企業会計に反対します。公営企業法の国が進める下水道の企業会計への移行は、一般会計の支出削減と独立採算制の強化にあることがはっきりしております。使用料は、負担能力に関係なく、家族が多ければ、より多く重くなる仕組みです。下水の施設整備や維持更新に係る費用は、長期にわたり多額の投資が必要であり、下水道法に基づく公共性を図るには負担能力に応じた税金、いわゆる一般財源を自治体の裁量によって繰り入れできる特別会計方式を継続するべきです。今回の使用料金の値上げは、特別会計方式から企業会計方式で、憲法25条から考えても公共の福祉に反すると思いますので、反対します。

2点目は、下水道整備にこの2年間、随意契約で整備してきました。これには大きな問題があります。今後町の技術者、人材を育て、財産を積み上げていくべきと考えます。日本水道協会の研修には町内の業者8社の方々が研修されていると答弁されました。町の企業を育てることが町の発展につながる、そのためにも以前取り入れている競争入札方式にするべきと考えます。

以上、2点から反対討論いたします。

○議長（廣田光男議員） 賛成討論ありますか。

10番、山崎道夫議員。

（10番 山崎道夫議員 登壇）

○10番（山崎道夫議員） 公共下水道事業及び農業集落排水事業は、町民の快適な生活の向上と公衆衛生の向上、水質保全を図るため積極的に整備を進め、平成26年度末の普及率は94.1%となり、県内2番目の普及率となっております。しかし、有収率においては、公共下水道で平成21年度では53.6%、平成24年度では60.3%、平成26年度で66.7%であり、平成22年度から平成26年度までの平均で62.9%と極めて低い状況にあることから、今後老朽化が進む管路を初めとする施設設備の更新に力を入れ、少なくとも農業集落排水の有収率の平均である91.9%程度まで高める努力を早急に取り組むことが強く求められていると捉えています。

また、経費回収率、いわゆる汚水処理に要した費用に対する使用料による回収率が33.5%と低い状況にあり、このことに対する改善の取り組みが強く求められています。

下水道事業会計は、平成25年度から地方公営企業法の適用を受け、独立採算制が原則となりましたが、それに向ける経営努力を行ってきていますが、現行の財政状況では経営が厳しく、赤字補填として毎年一般会計から基準外繰入金を投入しているのが実態であります。しかし、現状における町財政から判断して基準外繰り入れに頼ることへの限界もあり、今回の値上げは町民の快適な生活を守り、向上させるため、妥当なものと判断するものであります。

ちなみに、今回の値上げで県内自治体の中で安いほうから18番目となり、ほぼ中間的な料金体系となるものであります。したがって、以上申し上げたことから、下水道料金の値上げについては使用者間の負担の適正化、安定的な料金収入の確保及び使用者サービスの向上に資するものであるとの観点から妥当なものと判断をし、議案第73号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例について賛成するものであります。

○議長（廣田光男議員） 他に討論ありませんか。

賛成討論ですか、反対討論ですか。

（「賛成です」の声あり）

○議長（廣田光男議員） 賛成討論ですか。

6番、村松信一議員。

（6番 村松信一議員 登壇）

○ 6 番（村松信一議員） 議席番号 6 番、村松信一でございます。私は、これから申し上げます内容によりまして、下水道条例改正に対しまして賛成の立場から討論に参加をいたします。

総務省の公営企業の経営に当たっての留意事項によりますと、公営企業は料金収入をもって経営を行う独立採算制を基本原則としながら、住民生活に身近な社会資本を整備し、必要なサービスを提供する役割を果たしております。将来にわたり、その本来の目的である公共の福祉を増進していくことが必要であり、特に資産規模が大きく、また住民生活に密着したサービスを提供する水道事業、下水道事業については、公営企業会計導入の必要性が特に高く、重点的な取り組みが求められ、サービスの提供に必要な施設等の老朽化に伴う更新事業や国土強靭化、防災、減災対策事業など、みずからの判断と責任に基づき、公営企業の健全化に不断に取り組み、経営環境が厳しさを増す中であっても事業、サービスの提供を安定的に継続できるよう、中長期的な視点に立った経営を行い、徹底した効率化、経営健全化に取り組むことが必要であるとしております。

また、独立採算制を基本原則としていることを踏まえ、財源試算を取りまとめることとあり、投資の徹底した効率化、合理化に取り組むとともに、更新率、老朽化率、耐震化率などの目標を設定した上で、中長期的に安定的かつ衛生的な汚水処理が可能となるよう努めることとあります。

一般会計からの繰出金については、公営企業は独立採算制を経営の基本原則としつつ、経費のうち、その性質上、企業経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費、能率的な経営を行っても、なおその経営に伴う収入をもって充てることが適当でない経費等については、法令に基づき一般会計等が負担または補助し、あるいは出資をすることとされておりますが、これらの経費を除けば当該公営企業の経営に伴う収入をもって充てなければならないとされております。

また、世代間の公平と経営健全化維持の双方の観点から、一定程度の自己資本を確保することが望まれるとあります。受益者負担についても、適切に徴収することにより企業収入を確保すべきであるとあります。

効率化、経営健全化の取り組みについては、民間の発想、手法の導入、応用、職員間での知見、ノウハウ等の組織的な継承等に計画的に取り組むこととあります。そして、料金は原価主義の原則に基づき、更新財源や災害対策などに要する経費を適切に確保するとともに、需要者間の負担の公平性の要請に対応した料金体制を整備することとあります。

受益者負担につきましては、汚水処理、施設整備の貴重な特定財源であり、下水道整備の

現状と下水道整備に伴う受益者負担の徵収は積極的に行うべきとあります。

以上のことから、公営企業会計を取り入れております本町の下水道事業サービスの提供を安定的に継続し、経営健全化のためには受益者負担は必要であるとの考え方から、このたびの条例改正に賛成をいたし、討論を終わります。

○議長（廣田光男議員）ほかに討論ありますか。

（「なし」の声あり）

○議長（廣田光男議員）これで討論を終わります。

採決に入ります。

議案第73号 矢巾町公共下水道条例の一部を改正する条例についてを起立により採決します。

本案は原案のとおり決することに賛成の諸君の起立を求めます。

（賛成者起立）

○議長（廣田光男議員）起立多数あります。

よって、議案第73号は原案のとおり可決されました。

○議長（廣田光男議員）以上をもって本日の議事日程は全部終了いたしました。

これをもって平成28年矢巾町議会定例会11月会議を閉じます。

午前11時01分 閉議

地方自治法第123条第2項の規定により、ここに署名する。

議長

署名議員

署名議員

署名議員